

第431回神奈川地方最低賃金審議会
議 事 録

1 日時 令和6年7月31日（火）午後1時25分から午後2時50分まで

2 場所 横浜第2合同庁舎 神奈川労働局 大会議室

3 出席者

公益代表委員 赤羽淳、石崎由紀子、遠藤淳子、高井文子、芳野直子

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、阿部嘉弘、平山純子、山川眞一

使用者代表委員 長谷川幹男、栗原敏郎、関口明彦、花本こず枝
(欠席 山本弘)

4 議題

(1) 最低賃金改正に係る関係労使意見について（陳述）

(2) 令和6年度地域別最低賃金改正の目安について（伝達）

(3) 神奈川県最低賃金専門部会の委員について

(4) 神奈川県最低賃金改正に係る労使の基本的な考え方の表明

(5) 神奈川県特定最低賃金の改正、決定の必要性の有無について

(諮問)

(6) その他

【事務局：道井最低賃金係長】

本日は、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。定刻より前ではありますが、皆様お揃いですので、ただ今より第 431 回神奈川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本審議会は公開することとされております。

傍聴人の方は、傍聴に関する留意事項にありますように、賛成や反対の意見を表明するなど議事進行の妨げとなることはできません。また、スマートフォンなどが鳴らないようにするなど、円滑な進行に御協力いただきますよう、何卒お願いいたします。

審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の会議次第の次からが資料となっております。

よろしいでしょうか。

次に本日は、15 名の委員のうち、14 名の委員に御出席いただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づく定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は使用者側委員の山本様から御欠席の連絡をいただいております。

次に、審議会の開催に当たりまして、局長の藤枝から御挨拶申し上げます。

【藤枝局長】

神奈川労働局長の藤枝でございます。審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、また大変暑い中御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本年度における神奈川県最低賃金の改定につきましては、7 月 2 日の審議会の場で諮問させていただいたところでございます。その後 7 月 25 日に、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対しまして、令和 6 年度地域別最低賃金改定の目安について答申がございました。

本日はその内容につきまして、後ほど事務局から伝達・説明させていただきますが、すべてのランクにおいて「50 円」引上げという目安提示となっております。

この目安は、現下の経済情勢や労使双方の意見を踏まえつつ、さらに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 及び経済財政運営と改革の基本方針 2024 に配意した上で、公益委員見解として示されたものでございます。

委員の皆様方におかれましては、本年度における神奈川県の最低賃金額の改正について御審議いただきたくよろしくお願い申し上げます。

なお、7月24日に特定最低賃金の改正・決定の申出がございましたので、本日はその必要性についても諮問いたしますことを併せて申し上げます。

最後になりますが、私どもは事務局として円滑な審議がなされるよう万全を期してまいりますので、委員の皆様方におかれましては、何とぞ御協力の程よろしくお願い申し上げます。

【事務局：道井最低賃金係長】

次に、今回は中央最低賃金審議会の藤本会長から地方最低賃金審議会に対するメッセージがございますので、今からお流しします。本日は16分半のビデオになります。

(中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージを放映)

令和6年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申（令和6年7月25日）を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への会長メッセージ

皆様こんにちは、中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は、今年度の目安審議について皆さんに審議会の内容が伝わるようにということでこういう形でビデオメッセージにしました。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の中で、目安の位置付け、その趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員の皆さんに確実に伝わるようにということで、考えられたものでございます。

これを受けまして、目安の位置付けの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるよう、私からこういう形でお話をするということになりました。

この取組みといいますのは昨年に引き続きまして2回目となります。

御視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考にしていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思っております。

それでは、最低賃金の位置付け、考慮要素についてまずお話しておきたいと思っております。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものにな

ります。

引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思います。

まず、最低賃金は法定の3要素であります労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際にもとめられております。

近年の配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正というところにございます。

次に目安の位置づけについて、申し上げたいと思います。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ということを改めて申し上げておきたいと思います。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることも十分にありうるという理解をしております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では次に、令和6年度目安のポイントについてお話をしておきたいと思ます。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについてお話しておきたいと思ます。まず「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月

から令和6年6月までの期間でみた場合は平均3.2%で、前年に引き続き高い水準となっております。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるという共通認識があるんですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目はというのは年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続であるが、消費者物価を特に重視するということが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」については、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっている。また、30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりまして平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっております。

最後に、3つめの要素である「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で令和5年は6～9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっております。従業員一人当たり付加価値額などの他の指標も高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在する状況について資料を充実させて確認をいたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化が起きている傾向があることに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的に

は、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た場合の平均5.4%の上昇率などを勘案する必要がある必要があるというふうに考えたところです。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意し、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だと考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高く、さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク 50円・4.6%、Bランク 50円・5.2%、Cランク 50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますけれども、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思います。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会でも提示した資料には、地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額であり、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えにな

られる方もおられるだろうと認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せず働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域においては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもございます。従業員の処遇改善とともに企業の持続的発展との両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思います。

さいごに、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き、注目していきたいと思っております。

以上です。どうぞ今年度もよろしくお願いいたします。

(ビデオ終了)

【事務局：道井最低賃金係長】

はい、中央最低賃金審議会の藤村会長からのメッセージでございました。

では、この後の進行につきましては、赤羽会長にお願いいたします。

【赤羽会長】

ありがとうございます。改めまして皆さんこんにちは。今年度も暑いですが、よろしくお願いいたします。

最初に、議事録の確認をしていただく方を、指名させていただきます。

私と

労働者側は、阿部委員

使用者側は、関口委員

よろしく申し上げます。

次に、関係労使の意見聴取に関し、関係労使の申出状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局：木村賃金室長】

室長の木村です。よろしく申し上げます。前回の審議結果を受け、最低賃金法第25条第5項に基づき、7月25日までの期間を定め、意見聴取に関する公示を行いました。

その結果、資料1、10にありますように、各団体などから要請書や意見書の意見書の提出がございました。

このうち、この場での意見申述を希望された、ユーコープ労働組合と全国一般労働組合全国協議会神奈川の方がお見えです。

意見表明時間については、前回決定のとおりそれぞれ5分間とお伝えしております。

また、神奈川県国民春闘共闘会議・神奈川県労働組合総連合様から「神奈川県地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引上げ、全国一律最賃制度の確立を求める請願署名2,890筆のご提出がありました。

本会場の中央に置かせていただいておりますので審議会終了後にご覧いただければと思います。

以上でございます。

【赤羽会長】

それではこれから申述人の意見聴取を開始したいと思います。委員の皆さんよろしいですか。

【各委員】 (異議なし)

【赤羽会長】

事務局は、申述人の案内をお願いします。

それでは、これから意見聴取を行います。時間は5分間とさせていただきます。

ではよろしく申し上げます。

【ユーコープ労働組合 霜野氏意見申述】

意見陳述、ユーコープ労働組合常任中央執行委員 霜野悦子。

生活協同組合ユーコープは神奈川、静岡、山梨3県で事業を展開していますが、その7割が時間給で働くパート職員です。

神奈川県で働くパート職員の基本時給は現在1,157円となっています。私は、働く業態変更に伴い月給制の管理職パート契約になったため、以前よりも処遇が良くなり、安定した収入が得られるようになりました。

時給で働いていた時は宅配センターで営業の仕事をしていました。カタログで商品を注文し自宅まで配達するという宅配サービスを地域の方々にお知らせする仕事です。

1日7時間契約、週5日の勤務で、残業代を入れても手取り17万円程度で、一次金が少ないので、年収は220万ぐらいでした。

母子家庭であるために、自分の収入で生活を立てなければならず、小学生と中学生の息子の3人で暮らすにはとても厳しい金額でした。家賃、光熱費、教育費、そして育ち盛りの息子たちの食費がかかりました。余暇を楽しむどころか貯金をする余裕はもちろん、手元にお金が残ることもなく、むしろ足りないぐらいでした。

子供たちが高校受験をする年になった時にはお金がないため、受験するのは県立のみと言いかせ、行きたかったと言っていた私立高校は入学金や学費、施設費などが高額でとても払えないことから、あきらめてもらいました。子供たちには申し訳ないと思っていますが、生活していくことを第一に考えた結果です。

現在は月給者となりましたが、正規職員ではないため、一時金は正規職員の約十分の一、そして退職金制度もありません。福利厚生制度も正規の方が手厚いと感じています。

長い期間パートで働いてきたので、貯金もなく、年金定期便の金額を見て、老後がとても不安になりました。正規職員が担っていた仕事をパートがやり、仕事の中身を見れば正規だからとかパートだからという差はありません。

責任も同じです。すべての労働条件を均等待遇にして欲しいです。

23年度の神奈川県の最低賃金は41円引上げられ1,112円となりました。1,112円で月に150時間働いても、16万6千円程度です。そこから税金、社会保険、水道、光熱費、住民費や食費など、物価高騰の中、最低限の支払いも、益々厳しい状況です。

最低賃金法9条3項の、労働者の健康で文化的な生活は到底できません。自分の賃金で家計を支える非正規雇用も増えはじめ、非正規雇用イコール家計補助的な働き方は通用しなくなっています。非正規労働者の多くが最低賃金近こ

うで働いています。

物価高騰が続く中では、最低賃金の大幅引上げによる賃金の底上げは重要です。最低賃金とは、生計費とは、をきちんと審議会の中で議論して神奈川独自の調査審議を尽くしていただくことを強く望みます。

以上です。

【赤羽会長】

では、続いてお願いします。

【全国一般全国協議会神奈川 米山氏意見申述】

よろしく申し上げます。全国一般全国協議会神奈川の米山と申します。

毎年、最低賃金審議会で意見を述べさせていただいている訳ですけれども、考えてみれば、中央の目安が発表されているような状況の中で、どれ程この最低賃金で中小の労働者の意見を聞いて、それを反映できるのかというのは疑問に思います。それが意見の第一です。

前にやったと思うんですけれども現場視察的なものを最低賃金審議会ですら現場に行って現場の労使とかの意見を聞き、その状況を報告してくれた時も一回だけあると思うんですよね。

だから、ある意味、この最低賃金審議会の方でも現場まで行って、現場で働いている労働者の声を聞いていただきたいと思うんです。何故いうかという、私は労組の役員やっていますからこういうところに出てこれますけれど、最低賃金で働いている労働組合員というのは休めば時給は切られちゃうし、賃金に影響があるということもあるので、こういうところにも参加できません。

そういう意味で、そういう人達の意見をどれだけ反映できるのかというのがですね、数字的には確かに中央でいろんなまとめたものを労働組合が集計しておりますけれども、現場の本当の労働者は何にぶつかって、何を悩んでいるのかということですね、直接の声を聴かないと本当に最低賃金でぶつかって悩んでいる中小企業の労働者の意見を反映したものとして最低賃金審議会が機能できるのかどうかというのは疑問に思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

あとですね、最低賃金審議会の委員の選び方ですけども、労働組合ということを中心にしながら委員の方が選ばれています。中小の労使では、現実では労働組合がないので、労使交渉が行われず、組織率は16%と低いし意見をどれだけ言えるのかという、限定されてきます。中小の労働者の置かれている現状を踏まえれば、今年の最低賃金が上がって、いくら上がるか別としてですね、それが上がってやっと今年の賃上げが成立していくというのが現状であって、そこまで、賃金はかなり厳しい状況におかれているんだということを感じて欲しいと思います。

最低賃金審議会の方から労働局の方に答申を出してはありますが、答申ごとに、たとえばの話として、下請賃金が低すぎるという問題も出されたこともあると思います。實際上、支払能力ということも言われていますが、中小の労働者の置かれている状況からすれば、大企業に下請の価格を上げてくれと言え、
「お前んとこじゃなくていいよ。ほかに頼むから。」と言われて、どんどん排除される、だから文句を言えないというですね、支配体制の中で下請の中小の経営者は置かれていると、私たちの組合で団体交渉をやると経営者はそうやってきます。そんなことを言っても生活困るから上げてくれと言うんですけれども、やはり政府のそういう大企業優先の経済政策をとっている限り、そういう構造的な問題がある限り、最低賃金というのは問題が解決しないと、私たちはこう言っています。

【赤羽会長】

時間がだいぶ過ぎていきますので、おまとめをお願いします。

【米山氏】

一番大切なことはですね全国一律最低賃金の施行を行って、労働者が安心して働けるような状況を作っていくと、最低賃金審議会はそれを実現していく上で、かなり重要な位置をしめていますので、皆様、この暑い中大変御苦勞ですけど、是非、そういう労働者のことを念頭において意義ある答申を出していただけるようお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

【赤羽会長】

ありがとうございました

ただ今、お二人の申述人の方からの御意見をいただきましたけれども、ただ今のお二人の御意見について何か御質問がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

【赤羽会長】

よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、関係者の意見聴取は終わりとします。

次の議題は、令和6年度地域別最低賃金額改正の目安についてです。

事務局から資料説明も併せてお願いいたします。

【事務局：木村賃金室長】

従前は、ここで中央の目安に関する説明を私の方から説明をさせていただいていたのですが、先ほど、中央の会長のビデオがありましたので省略します。

私の方からは資料説明をさせていただきたいと思っております。資料全部は説明できないので抜粋して説明させていただきたいと思っております。

まず、資料4から資料6が中央審議会の目安に関する小委員会に提出された各種データということで資料の8が神奈川県におけるデータということになります。

まず資料の5について説明して、その後資料8、その後に資料4の資料の説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の5の(1)を御覧ください。

令和6年の賃金改定状況調査結果です。

1ページは調査の概要です。真ん中の3(2)にありますが、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所を調査しております。その下の表を御覧いただければと思いますが、調査事業所数は1万6373、集計事業所数は5,149、回収率は31.4%とおおむね例年並みの数字でございます。

3ページの第1表を御覧ください。こちらは、今年の1月から6月までに賃金の引上げ引下げを実施した、あるいは実施しなかったという区分で、事業所単位で割合を集計したものです。左上の産業計・ランク計を見ていただくと、1月から6月までに賃金の引上げを実施した事業所の割合は42.8%となっておりまして、昨年よりやや低下しております。

隣の列の賃金の引下げを実施した事業所の割合は0.7%となっており、例年と同水準です。

それからさらに隣の列ですが、1～6月に賃金改定を実施しない事業所のうち、7月以降も賃金改定を実施しない事業所の割合は40.1%で昨年より上昇しており、7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所の割合は16.4%と昨年より低下しています。

次に、4ページの第2表を御覧ください。平均賃金改定率を事業所単位で集計したものです。左下の産業計・ランク計で見ていただくと、今年の1月から6月までに賃金引上げを実施した事業所の平均賃金改定率は4.6%と昨年と比べて上昇しています。真ん中の賃金引下げを実施した事業所はマイナス11.1%です。一番右は、改定を実施した事業所と凍結した事業所を合わせて、今年1～6月の事業所ごとの平均賃金改定率を集計したものととなりますが、こちらはプラス1.9%となっています。

続いて、5ページです。5ページの第3表は、賃金引上げを実施した事業所の賃金引上げ率の分布の特性値です。産業計・ランク計を見ていただくと、第1・四分数が1.6%、中位数が3.2%、第3・四分数が5.2%といずれも昨年より上昇しております。

次に6ページの第4表ですが、賃金上昇率です。

男女別の内訳を示しております。第4表①の産業計・男女計を見ると、ランク計の賃金上昇率は2.3%となっています。2.3%という上昇率は、最低賃

金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大の水準であった昨年をさらに上回っているものです。ランク別では、産業・男女計でAランクが2.2%、Bランクが2.4%、Cランクが2.7%となっており、Cランクが一番高くなっています。

男女別の賃金上昇率を見ますと、左端の産業計・ランク計で、中段の男性が1.9%、下段の女性が2.7%となっています。

次に7ページ、第4表②です。一般パート別の賃金上昇率になります。左端の産業計・ランク計で見ますと、中段の一般労働者は2.1%、下段のパートは2.8%となっています。

次に8ページ、第4表③です。第4表の①、②と③の相違点については、一番下の資料注を御覧いただければ分かると思います。第4表①や②については、集計労働者である2万9463人全員から賃金上昇率を計算しております。一方で、第4表③では、昨年6月と今年6月の両方に在籍していた労働者である2万4639人のみ、割合ですと83.6%の労働者に限定して賃金上昇率を計算しています。第4表③では継続労働者のみを集計対象にしていますので、昨年6月に在籍していたものの、今年6月に在籍していない、それから、昨年6月には在籍していなかったけども、今年6月には在籍しているという方は第4表③の集計対象には入っていないという見方になります。

表の左上のほう、産業計・ランク計の賃金上昇率は2.8%となっており、ランク別に見ますと、Aランクが2.7%、Bランクが2.9%、Cランクが3.1%となっております。

続いて、9ページです。9ページには、賃金引上げの実施時期別の事業所数の割合を、10ページには事由別の賃金改定未実施事業所の割合を参考表としておつけしております。11ページは、この調査における労働者構成比率と年間所定労働日数もおつけしておりますので、適宜御参照いただければと思います。

資料5（1）の説明は以上です。

続いて、資料5（2）を御覧ください。生活保護と最低賃金の比較についてです。

まず、1ページのグラフを御覧ください。右上の四角囲みに説明がありますが、破線の△は生活保護水準で、生活扶助基準の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものです。実線の◇は令和4年度の最低賃金額で法定労働時間働いた場合の手取り額を示しております。全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っております。

2ページは、1ページの最低賃金額のグラフを令和5年度のものに更新したものです。全体的に最低賃金の水準は上昇しておりますして同様にすべての

都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っております。

3 ページは、47都道府県について、最新の乖離額を示すとともに、その乖離額の変動について要因分析をしたものです。列Cの額は2ページのグラフでお示した乖離額を時間額に換算したもので、列Dの額が昨年度の目安小委員会で示した乖離額です。マイナスは最低賃金額が生活保護水準を上回っていることを示しています。そして、列Eが昨年度から今年度の乖離額の変動分ですが、マイナスの幅が大きくなっており、最低賃金と生活保護水準の差が大きくなっていることを意味しています。

続いて、資料5（3）を御覧ください。

影響率と未満率に関する資料です。

ご存じのとおり、未満率はその時点での最低賃金未満の賃金額、最低賃金法違反ということになります。その労働者の割合を示しております。影響率は、その時点でその額まで最低賃金が引上げられた場合に影響を受ける労働者の割合ということになりまして、ランク別、都道府県別の数値となっています。

1 ページは最低賃金に関する基礎調査によるものですので、原則30人未満の小規模事業者が対象となっています。表は過去10年間の推移であり、一番右の列が令和5年度になります。こちらは注4にあるとおり、各年確認における適用ランクでお示ししています。

未満率をランク別に見ますと、Aが2.1%、Bが1.6%、Cが2.1%とAランク及びCランクが高くなっています。

影響率をランク別に見ますと、Aが23.4%、Bが20.5%、Cが20.1%とAランクが最も高くなっています。

次に、2 ページを御覧ください。1 ページと同じく、注1のとおり、原則30人未満の小規模事業所を対象とした都道府県別の影響率・未満率になります。

上の破線が影響率ですが、最も高いのが左から2番目の神奈川県、次いで高いのが左から7番目の兵庫県となっております。最も低いのが真ん中右辺りの徳島県です。

下の実線が未満率ですが、一番高いのが右から8番目の岩手県、一番低いのが真ん中辺りの山口県となっています。

次に、3 ページを御覧ください。2 ページと同様のグラフを賃金構造基本統計調査に基づいて示したものになります。注1にあるとおり、5人以上の事業所が対象となります。

これも上の破線の影響率では真ん中辺りの北海道が最も高く、右から4番目の鹿児島県が次いで高くなっており、真ん中左辺りの石川県が最も低くなっています。

下の実線の未満率では一番左の東京都が最も高く、真ん中辺りの栃木県が最も低くなっています。

資料5（3）の説明は以上です。

続いて、資料5（4）を御覧ください。

こちらは、令和5年の賃金構造基本統計調査を基にした各都道府県別の賃金分布になります。一般・短時間計、一般、短時間の順で、それぞれA～Cランクの順に都道府県を並べております。1ページと2ページにあるのは、Aランク局の一般労働者と短時間労働者の合計の状況でございます、数値は令和4年のものがございます。

神奈川のグラフを見ますと、令和4年度の最低賃金である1,071円とグラフの最高値がほぼ一致しているということがわかります。これは左下の大阪と似ておりますが、埼玉とか千葉を御覧いただくとグラフの最高値が、最低賃金より若干右側へずれているのと比べるとわかりますように神奈川では最低賃金で働く方が最も多いということになってございます。

続いて、資料5（5）を御覧ください。最新の経済指標の動向です。

項目別の全体的な評価だけ読み上げてまいります。根拠となる数字につきましては後ほどご確認いただければと思います。

2ページ目の四半期別GDPにつきましては、本年の1～3月期の実質国内総生産は、前期比0.5%減となったとされており、次、1枚めくって2の個人消費について、「個人消費は持ち直しに足踏みがみられる。」とされており。さらに1枚めくりまして3の民間設備投資については、「設備投資は持ち直しの動きがみられる。」とあり、一枚めくって4の住宅建設については、「弱含んでいる。」とされており。

さらに、1枚めくって5番の公共投資について、「公共投資は底堅く推移している。」という評価で、一枚めくって、6の輸出入、国内収支においては、「輸出は持ち直しの動きに足踏みがみられる。」、輸入は「おおむね横ばいとなっている。」とされ、貿易・サービス収支は「赤字となっている。」とされております。

一枚めくって、7の生産・出荷・在庫においては、「生産はこのところ持ち直しの動きがみられる。」とされ、一枚めくって8の企業収益・業況判断については、「企業収益は、総じてみれば改善している。」とあり、「業況判断は改善している。」とされております。

また、一枚めくって9の倒産件数は、「増加がみられる」、とされ、1枚めくり、10の雇用情勢は「改善の動きがみられる。」となっております。一枚めくり11の物価について、「国内企業物価は、このところ緩やかに上昇している。消費者物価は、緩やかに上昇している。」という評価でございます。これ以降

は、金融や土地価格や海外経済についてということになっておりまして参考までにお付けしてございます。

続いて、資料5（6）を御覧ください。

2ページは、消費者物価指数の今年の10月からの期間の物価の伸び率を整理したものです。消費者物価指数、持家の帰属家賃を除く総合の対前年上昇率につきましては、2023年10月以降、全国では2.5%から3.9%の伸び率で推移し、2023年10月から2024年5月の対前年同期の上昇率は全国で3.2%となっています。

続きまして、3～5ページは、国内企業物価指数及び消費者物価指数について、上昇率である前年同月比とともに上昇率の積み上げである指数そのものについて表示しています。

まず3ページです。国内企業物価指数の推移については、下段の上昇率を見ますと、5月は2.4%となっておりプラスではあるものの、2023年から下落の傾向にあります。一方で、上段の指数を見ますと、2021年から2022年にかけて急激に上昇した後、2023年から高止まりしているような状況がうかがえます。

また、4ページの消費者物価指数の基礎的・選択的支出項目別指数の推移についても、下段の上昇率を見ますと、5月は基礎的が3.7%、選択的が2.5%となっています。一方、上段を見ますと、両方とも増加で推移しているということが分かります。

5ページは消費者物価指数の推移ですが、持家の帰属家賃を除く総合を含む4つの指標とも、依然として上昇の傾向にあることが分かります。

続きまして、6～7ページです。こちらは業務改善助成金の内訳です。

6ページは実績の概要であり、設備投資の件数が99%です。また、代表的なものとしては、システム関連が約20%で最も多いです。システム関連の具体例としては、在庫管理システム、PC関連としてはプロジェクターなどが挙げられます。

7ページでは事例を紹介されておりますので後ほどご覧ください。

続きまして、8～18ページは、3月に中小企業庁が公表した「取引状況改善状況調査 自主行動計画フォローアップ調査 結果概要」の抜粋です。取引条件の改善状況に関する重点課題について、発注側・受注側に分けてその割合の比較などがされています。

特に17ページの価格決定方法の適正化のうち、左側のコスト全般について、「全て」または「概ね」、「反映した」または「された」と答えた企業の割合は、発注側で令和5年度で64%、受注側で37%となっています。

また、右の労務費について、発注側で55%、受注側で30%となっております。

す。

続きまして、19～30ページ、能登半島地震関係の資料です。後ほど目通しいただければと思います。

次の、資料5（7）と（8）はそれぞれ4の（3）と（1）にお付けしている資料の更新部分の抜粋となりますので、適宜御確認いただければと思います。

資料5（7）の2ページを御覧ください。6月までの内閣府の月例経済報告です。基調判断（先行き）では、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響への言及が記載されています。3ページ、連合の春季賃上げ妥結状況です。今年の賃上げ率は5.10%、中小で4.45%です。最終集計まで5%超えを維持したのは33年ぶりとなります。

5ページ、日銀短観の雇用人員判断DIですが、今年6月の実績は3月の実績からやや「過剰」方向に増えましたが、引き続き「不足」が「過剰」を大幅に上回っており、人手不足感は強いままです。

次に8ページです。ランク別の有効求人倍率の推移です。引き続きどのランクでも横ばいとなっております。

次に9ページです。ランク別の新規求人数の水準の推移です。引き続きどのランクでも横ばいとなっております。

次に13ページです。日銀短観による業況判断DIです。引き続き改善傾向で推移しています。

次に23ページです。倒産件数及び物価高倒産件数の推移です。物価高倒産は484件発生しており、前年同期に19.1%増となりました。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新しております。次に25ページです。倒産件数実数の推移です。足元の推移の4～6月を更新しております。長期的には減少傾向にありますが、足元の推移では上昇傾向にあります。

資料5（7）の説明は以上です。

最後になりますが、資料5（8）を御覧ください。

1ページは、鉱工業生産指数5月速報、倒産件数の6月分、完全失業者数及び完全失業率の5月分の資料

2ページは、毎月勤労統計調査の5月分

3ページは、職業安定業務統計による5月分の有効求人倍率

4ページは、5月分の性・年齢別完全失業率

5ページは、人数規模別の現金給与総額の5月速報分

6ページは、パートタイム労働者比率の推移について5月速報分

11ページは、月間労働時間の動きについて5月速報

12ページ、14ページは連合の春季賃上げおよび夏季賞与・一時金妥結状況

22ページについては令和6年6月の日銀短観による企業の業況判断です。

令和6年6月は、3月と比較するとおおむね横ばいです。

23ページ、令和6年6月日銀短観による経常利益です。

続いて、28、29ページです。中小企業景況調査の業況判断DIです。

36ページは、令和5年の定期給与の都道府県別推移について37ページは、パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金平均額について、38ページは、パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金下限額について、

39ページは、令和5年の平均の月間総実労働時間と所定外労働時間の都道府県別推移について

41ページは、令和5年の都道府県県庁所在都市における消費者物価地域差指数の推移の結果

42ページは、令和5年の都道府県下全域を対象とした消費者物価地域差指数の推移の結果

45ページは、令和5年の常用労働者数の都道府県別推移に資料の説明は以上になります。

続きまして、資料8の(1)から(4)が、神奈川の経済、雇用情勢を示す最新の資料となっております。

資料8の(1)は、日銀横浜支店が7月1日に発表した企業短観調査結果で、1ページ目の1の業況判断においては、一番上、全産業の右端にあるように3月から業況感は一転して下段の全国は横ばいなのに対し、上段の神奈川は下降していることがわかります。

資料8の(2)は、神奈川産業振興センターが発表した4月から6月期の神奈川県内の中小企業の景気動向調査結果です。こちらも1月から3月期に比べて下降しているとされております。

資料8の(3)は、関東経済産業局が発表した7月の管轄内、1都10県の広域関東圏ということになりますが、その経済動向です。関連経済は一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しているという評価となっております。

続きまして、資料8(4)内閣府が先日7月25日に発表した月例経済報告をご覧くださいと、表紙の部分に「景気は、このところ足踏みがみられるが緩やかに回復している」と記載され、次のページにありますように、6月の状況とほぼ変わらない状況とされております。

同じページの下段には項目ごとの基調判断を記してございます。

では、ちょっと戻りまして資料4(1)の真ん中よりすこし後ろ、33ページの都道府県統計資料編をお開きください。

ランクごとに分けた都道府県の各種指標がございます。

神奈川が上位となっているのは右半分の新規学卒者所定内給与額で、男女とも上位となっております。

34 ページは就業地別の有効求人倍率で、Aランクでは神奈川と大阪が低いものとなっております。

35 ページの失業率においては、Aランクでは大阪が突出して高いですが、神奈川と埼玉も全国の中では高いものとなっております。36 ページの定期給与においては、神奈川はAランクでは4番目となっております。

一方、37 ページと 38 ページのパートタイム労働者の求人募集における平均額、下限額ともに東京を上回り神奈川が高くなってございます。

続いて 40 ページ、消費者物価の対前年上昇率ですが、これは6月分まで数字が出ておりまして、専門部会の資料にはおつけできたのですが、ここでは、口頭でお伝えします。6月は上から順に、東京が2.8%、神奈川が3.6、大阪が3.4、愛知3.4、埼玉3.1、千葉が3.0という状況となっております。

次の、41 ページは、全国平均を100とした場合の指数ですが、県庁所在都市と都道府県全域ともに、東京と、神奈川が突出している状況となっていることがわかります。

次の43 ページ以降には、世帯における消費支出額、労働者数雇用保険者などの推移となっておりますので、適宜ご覧ください。

続きまして、資料9は後ほど特定最低賃金の諮問の際に説明いたします。

資料10は、冒頭に申しましたが、意見聴取の公示に係るものとは別に寄せられた要請などがございます、

最後になりますが、続いて資料11をお開きください。

令和4年度の業務改善助成金の申請状況です。業務改善助成金は賃金を一定程度引上げた事業所に対するもので、5年度の申請件数は738件、前年度は258件でしたので概ね3倍の増加となっております、令和6年度も高い伸びを示しております。

申請時期を見ますと、最低賃金額の改正と発効予定日を公表した後に増加している、ということがわかります。

資料11の(2)には業務改善助成金の内容をつけてございますので参考にいただければと思います。

長くなりましたが、資料の説明は以上になります。

【赤羽会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について質問がありましたらお願いいたします。

【関口委員】

11(1)は私が要望した資料でしょうか。

【事務局：木村賃金室長】

はい。

【赤羽会長】

ほか、いかがでしょうか。資料の落丁など含めましてよろしいでしょうか。

それでは続きまして、地域別最低賃金の改定につきましては、本審が終わりました後、専門部会を開きましてそこでご審議をいただくということになります。

専門部会の委員は、前回の審議において、従来どおり9名とすることとされております。

委員任命の状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：木村賃金室長】

神奈川県最低賃金専門部会の委員につきましては、前回の第430回審議会で、各側3名ずつ計9名とする旨決定されましたので、最低賃金法第25条第3項に基づき、7月2日から7月16日までの間、関係労使からの推薦に関する公示を行いましたところ、労働者代表委員、使用者代表委員ともに、定数の各3名の推薦がありました。

また、公益委員については、本審の5人の委員の皆様と御相談させていただきました。

専門部会委員は局長が任命することになっており、総合的に判断し、資料7の名簿のとおり、9名の方を任命させていただきましたので、ここに御報告申し上げます。

【赤羽会長】

ありがとうございます。次に、本年度の神奈川県最低賃金の在り方について、労使双方の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

最初に労働側委員からお願いします。

【阿部委員】

労働側を代表しまして、私の方から基本的な考え方について表明させていただきます。

先回の本審の時にも基本的な姿勢等については話をさせていただいてございますので、極力重複は避けたいと思いますが、本日につきましては目安が示された後ということでございますので、目安に関する所感につきましては、今回、AからCまで額面でいくと並ぶ形で50円ずつという形でした。ただ、50円台ということに乗ったということは、これは藤村中賃会長のメッセージにもございましたけれども、春闘期、特に連合集計などを報告させていただいておりますが、本当に33年ぶり、5%台の賃上げを最終的に報告することができましたので、その水準は、公労使において、真摯な討議をされた結果だろうと受取ってございます。

その上で、これから神奈川県内においても地賃の協議を進めていくという

状況になる訳でして、私ども連合の立場からしますと、この県内においても労働組合のない職場で働く労働者は多数ございますので、最低賃金を引上げて今年の歴史的ともいえる賃上げの流れについて、神奈川県内においても社会経済全体に広げていくということが必要だろうと考えてございます。

何度も言われていることでもありますけれども、長く続く物価高、これが正常な形で続いていくということが大事だろうと思いますが、こういった中で、労働者の生活については残念ながら厳しさを増しています。最低賃金近傍の賃金水準で働いていらっしゃる仲間の暮らしについては、きわめて苦しくなっているんだろう、との思いについては、おそらく論を挟む余地もなかろうと思ってございまして、一日でも早い今年の最低賃金の引上げについての期待感といったものについては、高いものだろうと思っています。このような状況であるからこそ、私どもといたしましては、神奈川県内の社会全体に向けて、一人ひとりの労働者すべてが、自分たちの賃金が上がるのだと、こういった明確なメッセージを力強く実額とともにお示しをしていきたいと考えております。

最低賃金法に示されている様々な理念にあるとおり、労側につきまして今年度も公益の先生方の御知見をいただきながら、議論をつくして結論を得るよう努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

【赤羽会長】

次に使用者側委員をお願いします。

【関口委員】

関口でございます。私、先回の委員会でも考えを述べさせていただきましたので、今回につきましては、中小零細企業が一番大きく影響を受けるところでございますので、中小企業の声我代表して長谷川委員の方からコメントをいただきたいと思っております。

【長谷川委員】

長谷川でございます。よろしくをお願いします。

私の方からは、企業のおよそ9割、従業員の約7割を占めている中小零細の立場、こういったスタンスから少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず、景況感につきましては様々な調査をされてございますが、具体的な数字は控えますが、やはり依然としてマイナス幅が大きい。先ほど御紹介ありました神奈川産業振興センターの調査でもマイナス幅がまだまだ大きい。4－6月期は若干改善があったようですが、中を見ると業種・業態、あるいは規模でそれなりのバラツキがあるという状況がございます。加えて、先行き、3か月後も低下、下期も低下という状況が続いているところでございます。

すこし、私どもも企業の皆様から現場の生の声を戴いてますので、二つほど絞ってお話をさせていただきますが、まず、第一の直面する課題としてはほぼ、

ほとんどの業種で人手不足、これがかなり深刻になっているという実態があります。実際のところ、仕事は目の前にあるけれども人手が確保できなくて受注を見合わせたという声は少なからず聴いているところでございます。

そんなこともあるのかどうか分かりませんが、先般、帝国データバンクが発表しました、いわゆる人手不足倒産というのが、この上半期で、すいません、ちょっと数字がお伝えできませんが昨年よりも大幅に増えているという状況がございませう。そういった厳しい状況なのかという認識があります。

それから、もう一点、人材確保という面では、いわゆる年収の壁というのがかなり影響しているという声が多くございませう。年収の壁を超えない範囲での就業、そういった調整がまだまだ行われているというのが実態でありまして、したがって、その範囲であると、就業調整が一層進んでくる、加えて、いわゆるパート労働者の方々の所得も変わらない、増加しない、こんな状況が起こっているということでございませう。

とくに、年末にいくと、その金額を超えそうだということで、統計なんかを見ましても12月の時給って、すごくドンと上がっている、そんなことも大きな要因かなというふうに認識しているところでございませう。もとより、中小企業も生産性を高めていこうという、こういった認識のもとで取組をしているところでもありますけれど、やはり、これは一朝一夕にいくものではありませんし、本来の収益が上がって賃上げに結付けるという姿からはまだまだ、ほど遠いというのが実態かなと思っております。

それから、二つ目が価格転嫁という問題であります。いろいろと価格転嫁のフォローアップ調査なんかをみますと、この3月の調査では昨年9月からは一定程度進んでいるという良い傾向が出ているところでもありますけれども、まだまだであります。原材料、それからエネルギー価格、労務費、この3つであります。全体としては一定程度進んでおりますが、まだまだの状況でございませう。全く転嫁できていないという方が約20%、これは9月とほとんど変わっていないんですね。それから、価格転嫁ができたとしても1割から3割に留まっているというところは、9月よりもむしろ増えている、こんな状況もあるのも実態でございませう。

とりわけ、労務費に関してはやはりまだまだ全体としての転嫁率は低い、40%程度でしたか。少しでも転嫁できたというところは若干増えてはいるんですけども、およそ7割以上転嫁できたというところは、まだ3割にも満たない。そんな状況が続いているところでございませう。とくに、価格転嫁、大企業から中小へというところについては、一定程度、下請法だとかGメンですとかもろもろの取組の中で、実施できているところでございませうが、いわゆるサプライチェーンの下位、下の方、下流、小規模についてはほとんど進んでいないとい

う声はかなり高こうございます。

したがいまして、今、いろいろと公取の方でも価格転嫁のガイドラインというのをお示しいただいていきますので、そういったものが、本当に末端の方まで浸透していくかどうか、あるいは下請法等の制度自体のありようも中小零細も意識した形での見直し、こんなことがあるといいのかなというふうに考えているところがございます。

今般、そんな中で目安が示されたところがございます。全国の審議での統計もいろいろお示しいただいて、なるほどなど、特に物価については、頻繁に購入する品目 44 品目ありますけれども、これもどれを捉えていいのかというの、なかなか難しい面もあろうかと思うんですね。頻繁に買われるというのは、先ほど会長からも御説明がありましたが、卵なども含まれていて、去年の秋口は強烈に卵が上がったときですよね。それだけ、価格の変動が大きいものを一定期間だけとらえていくのがいいのかどうか、これはいろいろ議論があるところでありまして、それも含めて神奈川で審議をしていく上では、どういったデータがいいのか、これはしっかりとしたデータを把握した上での審議が必要

だと思っておりますし、加えまして先ほど申し上げました中小零細の実態、これはなかなかデータに表れてこない面もありますので、そういった生の声というのを勘案して、審議をさせていただきたいとこのように考えているところがございます。以上でございます。ありがとうございました。

【関口委員】

ありがとうございました。ほかにございますか。山本委員大丈夫ですか。

【山本委員】

大丈夫です。

【関口委員】

ありがとうございました。以上でございます。

【赤羽会長】

ありがとうございました。

次に、神奈川県特定最低賃金の改正・決定の必要性の有無について御審議をお願いします。まず事務局から説明をお願いします

【事務局：木村賃金室長】

それでは、まず局長から諮問させていただきます。

【赤羽会長】

皆様に今諮問文の写しをお配りいたします。

【藤枝局長】

では、諮問させていただきます。

(局長から会長へ諮問文を手交)

【赤羽会長】

ただ今、局長から諮問を受けました。

事務局は諮問文の読み上げをお願いします。

【事務局：木村賃金室長】

<諮問文朗読>

【赤羽会長】

ありがとうございます。では、諮問に関して、事務局から説明をお願いします。

【事務局：木村賃金室長】

7月25日に特定最低賃金について2件の改正申し出と5件の新設申し出がありました。

資料9の(1)と(2)に一覧にしてありますので、ご覧ください。

まず(1)の「改正」の申出が、塗料製造業と鉄鋼業でございまして、共に労働協約ケースで合意比率は申出要件の3分の1を超えております

次に(2)「決定(新設)」の申出についてです。件名を略称させていただきますが、上から「電子部品・デバイス」、「ボイラーなど一般機械」、「電線・ケーブル」、「自動車・同付属品」、「自動車の新車小売」の5件で、「一般機械」のみ公正競争ケース、他は労働協約ケースです。

労働協約ケースの合意比率は、「自動車・付属品」は51.3%ですのですべて2分の1を超えています。したがっていずれも昭和61年中賃答申の「新産業別最低賃金の運用方針」に示されている要件に合致しております。

公正競争ケースは「事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹労働者について最低賃金を設置することが必要であることを理由とする申し出であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表するものにより行われるものであること」とされ、合意比率が概ね1/3以上となっておりまして、要件該当として取り扱うこととされています。

本件の一般機械についても40%ですので、要件に合致していると認められます。

「新産業別最低賃金の運用方針」では、特定最低賃金の決定、改正又は廃止に関する申し出が行われた場合、原則として当該決定等の必要性の有無について、最低賃金審議会に意見を求めることとされています。

従いまして、本日2件の「改正」と5件の「決定」につき、その必要性の有無について、最低賃金審議会の意見を求めるために諮問させていただいたものです。

説明は以上です。

【赤羽会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

【質疑応答】

質疑なし。

【赤羽会長】

よろしいでしょうか。

特定最低賃金に関する諮問につきましては、運営規程第3条に基づく特別小委員会で審議いただくこととなります。

今後の日程等について事務局から調整方よろしく申し上げます。

その他に何かありますか。事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

【事務局：木村賃金室長】

この後の当面の予定を申し上げます。

本日は、本審議会閉会后、15:00からこの会議室にて、第1回専門部会を開催させていただきます。

また、次回の審議会に関しましては、専門部会の審議状況にもよりますが、現時点では8月5日（月）午後1時30分から第432回審議会を開催させていただきます。

8月5日の会場は、この横浜第2合同庁舎の1階共用第3会議室となります。

なお、審議状況により変更される可能性もありますので、その際には御了承いただきたいと思っております。

【赤羽会長】

そのほか、何かご質問はございますか。

なければ以上をもちまして第431回神奈川地方最低賃金審議会を閉会します。どうもありがとうございました。

< 閉 会 >